

「学校の新しい生活様式」に基づく
フローティングスクールにおける
衛生管理（V e r . 3）
〈1日航海用〉

滋賀県立びわ湖フローティングスクール
令和4年4月

1 はじめに

びわ湖フローティングスクールは、学校教育の一環として、滋賀県内小学5年生を対象に母なる湖・びわ湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開している。「環境に主体的にかかわる力」や「自ら課題をもち協働して解決に取り組む力」を培い、「新しい時代を切り拓く力」をもった子を育てるため、39年間で約59万人の県内外の子どもたちが乗船しており、他に類を見ない、滋賀県の誇るべき教育活動の一つといえる。

令和2年7月には「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を図りつつ、充実したフローティングスクールを実現していくため、フローティングスクール運営のガイドラインを示した「フローティングスクールにおける衛生管理」を策定した。

今回、令和4年度以降の航海を見据え、今後ともさらなる安全・安心の、フローティングスクールにするため、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」（2022年4月1日改訂 Ver.8）、および滋賀県教育委員会作成の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～『新しい生活様式』を踏まえた学校生活を進めるために～」（令和3年12月24日改定）などを踏まえ、「フローティングスクールにおける衛生管理 Ver.3」（1日航海用）を策定した。

今後も新型コロナウイルス感染症については警戒が必要な状況が予想されるが、教職員、関係機関、学校、家庭等と連携して、児童一人ひとりの命を守るための対策をとりながら、持続的に学びの場を保障し、子どもたちにとって心に残る航海となるよう、本事業を継続していくこととする。

この内容は、今後、国の通知・状況等により、見直すことがある。

2 具体的な対策にあたっての考え方

- ・マスク着用
- ・こまめに手洗い、手指消毒
- ・三密（密接・密集・密閉）を避ける

3 具体的な感染防止対策（○乗船校対応 ●FS対応 ◎両方）

（1）FS所員、船員、食堂スタッフ向けの対策

- 事前の打合せ等は、可能な限り密を避け、短時間で実施する。
- 事前の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある所員、船員、食堂スタッフによる乗船勤務は行わない。
- 政府から所定の日数の入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国・地域等への渡航経験ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、その所員、船員、食堂スタッフは業務を行わない。

- 万一、乗船中の所員・船員・食堂スタッフが体調不良となった場合は、速やかに航海から離脱させ、代替要員を手配する。
- 船内には予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、ビニール手袋、フェイスシールド、防護服等を用意する。

(2) 児童、教職員、その他の同行関係者向けの対策

- 児童に航海中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス乗車中、食事中、船内設備利用中の会話を控える等）の事前指導を実施する。

【児童、教職員の乗船可否について】

- ① 該当児童が乗船日に「出席停止」となっている場合、「乗船不可」
- ② 乗船当日、発熱等風邪の症状（せき等 呼吸器系）が完治していない場合、「乗船不可」

- 乗船当日の朝、家庭で検温を行い、検温が実施できていない児童は、バス乗車前に実施する。発熱があった場合は乗船不可となり、保護者の迎えを依頼する。
- ※不明な場合は、その都度、フローティングスクールと学校で協議するものとする。

(3) 航海行程、運營業務上の対策

- バス、船内等の事前および定期的な消毒と、機能を最大限とした換気の依頼をする。
- ◎手洗い、または消毒等の環境整備と定期的な実施、ならびに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率教職員の協力のもとスケジュール調整等を行う。
- ◎密閉・密集・密接の環境を極力避け、航海中の換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、航海を実施する。
- ◎航海開始前・開始後の感染状況の変化等により、航海の安全かつ円滑な実施が困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、航海を中止し、出港地に引き返す等の措置を取る。

(4) 集合場所について

- ◎開放された広い場所を確保し、集合の仕方、クラスや列の間隔・前後の隊形、ならびに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法をとる。また、人数の確認や指導等については短時間で行う。
- ※解散の場面も同様

(5) バス利用上の対策

- 乗車前の手指消毒、マスクの着用、会話の抑制等の指導をする。
- バスの座席については乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにするを前提で一人につき1席ずつの座席を基本とする。
- 空調装置の作動、窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、消毒設備の設置、児童への注意喚起、乗務員・従業員の指導・管理徹底等を事前に依頼する。
- 乗務員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発、指導等の徹底を依頼する。
- 乗務員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼する。

(6) うみのこ船内の換気について

- 空調設備による常時換気を行う。
- 甲板の出入り口ドアおよび窓の開放による換気を行う。
- CO₂モニターにより、定期的に二酸化炭素濃度を計測し、換気を目安とする。
- 夏場や冬場は、室温に配慮し、窓やドアの開放を計画的に行う。

(7) 船内の消毒について

- 乗船前、主な活動前に手指消毒を実施する。
- ◎使用した活動備品の消毒は活動終了ごとに行う。
- 児童下船後に、船内消毒作業を実施する。

(8) 「うみのこ食堂」利用上の対策

- 食事は前後半制で実施する。
- 食堂入室前の手指消毒を実施する。
- 全員がマスク・三角巾を着用して入室する。
- 8人テーブルに基本4人掛けとして座る。
- テーブルにアクリル板を設置し、飛沫防止とする。
- 食堂のドアを開け、換気を行う。
- 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底するように依頼する。
- 食堂スタッフの勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼する。
- 食堂スタッフに体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの食堂スタッフを業務に就かせるよう要請する。
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(9) 船内での活動について

- ◎開校式、閉校式は密を避け、多目的室と活動室に分かれ、映像と音声等で実施する。
- ◎避難訓練は、避難経路の確認と、救命胴衣の着用の仕方を指導し、着用後は救命胴衣を消毒する。
- 各2部屋に1台のタブレット端末を設置し、部屋ごとに学習したまとめなどを発表し、交流することができる。
- 航海中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合により互いの会話を控える等の指導をする。
- 食事の時間以外は、マスクの着用を励行。(気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、学校判断とする。)
- 「湖の子」掃除を実施する場合はマスクをした上で行い、掃除が終わった後は、必ず手洗い、または手指消毒を行う。

(10) 航海の中止・延期について

- 新型コロナウイルス感染症に伴い、乗船予定日が休校・学年閉鎖・学級閉鎖となった場合は、その航海を中止・延期とする。
- 該当地域や児童の感染状況によっては、学級閉鎖等の対応がない場合でも、市町教育委員会・乗船校・幼小中教育課・当スクールが協議し、航海の中止・延期を決定する。

(11) その他

- 航海前の健康観察(学校で日常行っているもの)を実施する。
- 乗船当日の家庭での朝の検温を実施する。
 - ※乗船前に発熱があった場合、該当児童は乗船することはできない。
- 同意書や参加書等(学校作成)により、保護者に参加の同意を得る。
 - ※同意書内等で、発熱等の場合は港まで児童を迎えに来てもらうことの承諾を得る。
- 航海時持参物について
 - ・マスク1枚(予備1枚)
 - ・ハンカチ1枚(手洗い後に個人で使用)
 - ・ティッシュ
 - ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等(利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参することが望ましい。)
 - ※航海中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち(1日1枚)として、共用はしないように指導する。
- 航海中、児童には体調が悪くなった場合は近くの先生や所員に知らせよう指導しておき、必要に応じて保護者とも連絡をし、対応できるようにしておく。

○航海実施中の発熱者発生時の対応について

速やかに発熱者の個別対応・看護を行う。状況によっては最寄りの港での病院受診や保護者迎えを依頼する。

児童下船後、受診を依頼し、新型コロナウイルスの診断が陽性になった場合、管轄保健所と医師の助言をもとに、当該感染者が活動した範囲を特定して消毒を実施する。